

裁判所事務官（臨時的任用職員）及び業務代替職員（事務補助員）
の募集について

岡山家庭裁判所

1 採用予定官職，採用予定庁及び人数

(1) 裁判所事務官（臨時的任用職員）

岡山家庭裁判所（岡山市北区南方一丁目8番42号） 1人

(2) 業務代替職員（事務補助員）

同上 1人

2 採用予定期間

(1) 裁判所事務官（臨時的任用職員）

令和2年5月19日（火）から令和3年3月31日（水）まで

(2) 業務代替職員（事務補助員）

令和2年5月19日（火）から令和2年8月24日（月）まで

なお、業務代替職員については産休代替での採用であるため、職員が育児休業を取得した場合には、別途選考試験を実施した上で、引き続き裁判所事務官として臨時的任用又は任期付採用される場合があります。

おって、(1)及び(2)について、いずれも状況により雇用期間（任期）が変動する場合があります。

3 勤務時間等

(1) 勤務時間

午前8時30分から午後5時まで（休憩時間：午後零時15分から午後1時まで）

(2) 休日

土曜日，日曜日及び祝日

4 給与等

(1) 裁判所事務官（臨時的任用職員）

俸給月額146,100円及び地域手当4,383円（俸給月額及び地域手当は下限額であり，採用された者の経歴を考慮して決定する。また，要件に該当すれば，住居，通勤及び扶養等の諸手当を支給する。）。

(2) 業務代替職員（事務補助員）

ア 給与日額

7, 161円～8, 664円

イ 通勤手当相当額

支給要件を満たす場合に、規定により算出された額が支給されます。

5 職務内容

(1) 裁判所事務官（臨時的任用職員）

一般事務（文書整理，家庭裁判所調査官の事務補助，パソコン入力等事務）

(2) 業務代替職員（事務補助員）

一般事務（文書整理，裁判所書記官の事務補助，パソコン入力等事務）

6 申込資格

高等学校卒業以上の学歴（これと同等の学歴を有する者又は同等以上の学力があると認定された者。ただし在学中者を除く。）を有し，パソコン操作にある程度習熟している者。

ただし，次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条に該当する者

7 選考方法等

1 (1)及び(2)の採用予定官職について，選考試験を同時に実施します。

(1) 選考方法

作文試験及び口述試験（個別面接）

なお，口述試験は，作文試験合格者を対象に実施します。

(2) 選考日程

ア 作文試験

令和2年4月13日（月）午前9時から午前10時まで

イ 口述試験

令和2年4月13日（月）午後

なお，口述試験の時刻は，作文試験合格発表時に通知します。

(3) 選考場所

岡山家庭裁判所

8 選考申込手続

(1) 申込期間

令和2年3月27日（金）から同年4月6日（月）まで（必着）

ただし，申込期間内であっても，申込者数が20人に達した日をもって受

付を終了します。

(2) 申込方法

申込先に次の提出書類を簡易書留郵便により送付してください。

なお、封筒の表に「代替職員選考申込」と朱書きしてください。

【提出書類】

履歴書（市販の履歴書用紙に、申込前3か月以内に撮影した脱帽、正面向き、上半身の写真を貼ったもの。）

なお、履歴書は1通で差し支えありませんが、原則として、2件の採用の申込みがあったものとして選考を行うため、1(1)もしくは(2)のうち、希望しない勤務形態がある場合は履歴書に必ずその旨記載すること。

(3) 申込先

〒700-0807

岡山市北区南方一丁目8番42号

岡山家庭裁判所事務局総務課人事第一係

電話番号（086）222-4157（直通）（担当者^{ふじおか}藤岡，^{ないとう}内藤）

(4) 受験票の交付

受験票は、別途郵送します。